

国保制度を 崩壊させないために

特定非営利活動法人 ローカルガバメント・ネットワーク

理事長 堀 博晴

**回復傾向？
3年連続の
収納率UP!!**

平成26年1月28日に厚生労働省から「平成24年度国民健康保険(市町村)の財政状況」が発表されました。全国ベースで現年分収納率は89・86%と対前年で0・47ポイント伸びています。

厚生労働省では毎年収納率の低下、上昇にかかわらずその要因を載せていましたが今年はそれがありません。私は景気も思うように良くならない中、全国の国保料(税)の収納にかかわっている徴収吏員の皆さんの頑張りがあったからだと思っています。

県別にみると5県(石川、和歌山、香川、高知、宮崎)が収納率を下げていますが他の都道府県は収納率がアップしています。

保険者規模別にみると市部は89・01%から89・49%に、町村部は92・98%から93・46%とともに0・48ポイント上がっています。

鹿児島県の現年分収納率は90・43%と昨年より0・09ポイント上昇していますが、順位は昨年の31位から33位と下がっています。他県も頑張っていますのでそう簡単には順位



を上げることはできませんが、多くの自治体が3年連続で収納率を向上させてきているのを見ると回復傾向にあるような気がしています。

しかし、皆さんが少しでも手を抜けば確実に収納率は下がってきます。これで良しとせずさらに収納率を上げていく取り組みをしましょう。

管理監督者の 滞納整理に対する姿勢

収納率を上げるためには組織として滞納整理に当たらなければいけないと思います。職員に事案を割り振ったらあとは職員任せでは収納率は上がりません。滞納整理は管理監督者の滞納整理に対する姿勢にかかっているとと言っても過言ではないと思います。

1 滞納整理は福祉施策では ありません

差押えをあまりやらない、やりたがらない自治体の管理監督者の皆さんに、なんで差し押さえなのかをお聞きすると「国保は福祉施策だからやりづらい」という答えが返ってきます。延滞金を取らない自治体の課長さんも同じことを言います。はたして滞納した人からお金を取る仕事は福祉施策でしょうか。決してそうではないはずです。私には「福祉」を隠れ蓑に本来やらなければいけない仕事から逃げているとしか思えません。

自治体が適正な債権回収を怠ること、すなわち「不作為」が違法と判断されることによって首長や管



日立市国保封筒



武蔵野市封筒

滞納整理強化中!

保険料の支払いが滞ると、あなたの財産が差し押えられてしまいます。

保険料の支払いが滞った場合、本人の同意なく財産調査および差押えを執行します。また、分納中であっても、完納が見込まない場合は差押えの対象となります。
(地方税法第331条、国税徴収法第47条)

※差押えの例 国税徴収法第71条に基づくタイヤロック滞納が解消されない場合は強制的に差出し、公先にて売却した費用を滞納分に充てます。



保険料の滞納が1年以上続くと、保険証の有効期限が6カ月になります。なお、財産があるにも関わらず納付しないなど、納付や納付相談に誠意が見られない場合、資格証明書に切り替えさせていただきます場合があります。資格証明書とは、医療費を一時10割負担していただくものです。申請していただくと、自己負担を除いた分を滞納している保険料に充当します。
(国保法施行規則7条の2)

画面をご覧ください。

武蔵野市では、封筒にこのようなチラシを同封して滞納整理の強化をしている

理職として職員が責任を取らされることを考えれば、「福祉施策だから云々」ということを言っている場合ではないと思います。ましてや延滞金をとらないようでは収納率の向上は望めません。本料(税)はもちろん延滞金をキチンと取ることで料(税)の負担における公平性が確保されると同時に、滞納するということに無駄な出費になるということを滞納者に理解、納得してもらい優良な納期内納付(納税)者になつてもらうことが大切ではないでしょうか。

皆さんの後ろには、80数パーセントの納期内納付をしてくださる、いわゆるサイレントマジョリティーの方々が後押しをしてくださっています。その方たちに思いを馳せれば「福祉施策だから…」などと言っておられないのではないのでしょうか。決して一部の滞納者を放置することなく、法令に基づいて淡々と処理すればよいことだと考えます。

2 滞納したら差押えが当たり前の自治体に

私は、皆さんに江戸時代の悪代官よろしく、財産がなく支払えない人から無理やり取るような苛斂誅求(かれんちゅうきゆう)なことを求

めているわけではありません。払えるのに払わない滞納者を許してはいけなと言いたいのです。そういう人を許さないためには、滞納整理でもっとも大切で重要な仕事である財産調査をキチンとやることだと思います。財産調査もせず滞納者の話だけを鵜呑みにして分納額を決める。しかも新規発生に追いつかない少額分納を安易に認める。これでは、払う意思があれば少額でもいいですと認めたようなものです。キチンとした財産調査を行い、財産が見つかれば差押え、なければ停止処分にする。この見極めを早めにする

ことができる職員を育成することが管理監督者として大切なことだと思います。人によっては爪に火をともしながら毎月支払ってくれる人もいれば、払えるのに支払わない人もいます。その見極めが大切だといいたいのです。そして、払えるのに払わない滞納者に対しては果敢に差押えなり捜索を行っていくべきだと思います。

3 差押えの決裁は shouldn't

また、預金の差押えをするのに首長や管理職から決裁をもらってかからでないとできないという話をよく聞きます。金融機関で預金を発見